

消費者トラブルに気をつけて！

新成人は
狙われている！

大人だから、親の同意がなくても
自分の意思で契約ができるよ。

でも、「未成年者取消権」の
保護がなくなるから、契約
や買い物は慎重に！

保護がなくなった新成人に、
契約を持ちかけて
大もうけだ！



- ・美容医療のトラブル
- ・通販のトラブル

うまい話

- ・もうけ話
(副業、マルチ商法、投資、
情報商材、暗号資産等)



トラブルにあわないために、契約や買い物はしっかり「考えて」から！

①その場で決めない！

内容をよく確認し、リスクなども含めて納得してから契約しましょう。

②簡単には儲かりません！

「人を誘って簡単に儲かる」「儲かる教材」などでは簡単にお金を稼ぐことはできません。

③甘い言葉には要注意！

「あなただけ特別」「今だけ無料」などの甘い言葉には注意しましょう。

④簡単に信用しない！

ネット上で知り合った人を簡単に信用してはいけません。

⑤ネット通販は購入前の確認を忘れずに！

返品条件など、内容の確認を行きましょう。



悪質商法や事業者との取引、契約に関するトラブル、契約解除などの相談は

消費者ホットライン188 (局番なし)

お住まいの消費生活センターに繋がります！

小諸市消費生活センター (小諸市役所 市民課内)